

抹消登録制度の見直し及び自動車重量税還付制度の創設

自動車リサイクル促進及び不法投棄防止のための道路運送車両法の改正

自動車の登録制度等について、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の制定に合わせ、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改めた。（平成14年7月17日公布、施行は平成17年1月1日。）

1. 解体に係る抹消登録等の整備

自動車リサイクル促進等の観点から、永久抹消登録等については、自動車リサイクル法の枠組みに従って適正に解体処理されたことを踏まえて行うこととするとともに、これらの手続が確実に行われるよう自動車の使用実態の把握を適切に行うこととした。

2. 輸出に係る抹消登録等の整備

使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする抹消登録等の規定を整備した。

自動車重量税還付制度の創設

使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、所有者が使用済自動車を引取業者に引き渡す経済的なインセンティブ措置として、租税特別措置法の改正により自動車重量税の還付制度が創設された。（平成14年7月12日公布、施行は平成17年1月1日。）